

令和7年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日時 令和8年3月11日(水) 14:00~14:40
場所 平塚市福祉会館 2階 第2会議室
出席委員 田中会長、高木副会長、石森委員、深澤委員、島崎委員、前橋委員、長橋委員
永田委員
事務局 福祉総務課 脇田課長、杉崎課長代理、木村主査、久保主任
高齢福祉課 佐草課長代理
障がい福祉課 小泉課長代理
生活福祉課 磯崎課長代理
平塚市社会福祉協議会 岩崎常務理事長事務局長
成年後見利用支援センター 久保川課長(副センター長)、光野主管
傍聴者 0人

(議題)

- (1) 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて
 - ア 平塚市の中核機関の取り組みについて
 - イ 市長申立て、報酬助成について
- (2) その他

【配布資料】

次第・委員名簿

資料 1-1: 平塚市成年後見利用支援センター 令和7年度業務概況(総括表)

資料 1-2: 平塚市成年後見利用支援センター 令和7年度相談件数等及び会議開催状況(1月末現在)

資料 1-3: 令和7年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

資料 1-4: 平塚市における市民後見人養成の状況(令和8年1月31日現在)

資料 1-5: 市民後見人の選任状況(令和8年1月末現在)

資料 1-6: 令和7年度市長申立要請及びケース検討調整会議の状況(令和8年2月末現在)

資料 1-7: 平塚市の市長申立と報酬助成の状況(令和8年1月末現在)

○ 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明。

これより会長による議事進行

会長

本日3月11日午後2時46分、東日本大震災が起きた日です。当時、県民センター14階の成年後見推進センターにいて、県社会福祉協議会で法人後見について各社会福祉協議会や市町村にお願いして回るような仕事をしていましたが、本当にものすごい揺れでした。あれから15年経ったのかという思いがあります。色々災害もありますが、成年後見人にとっては、被後見人が災害に遭った時に、どのように行動できるのか。そういったことをそれぞれの後見人の所属団体の中で、相互に補完し合える体制ができるのか等、私どもの団体でも話をしております。当時を思い出すと、身につまされる気持ちです。

それでは、次第に沿って進行いたします。

議題1 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

なお、アとイは一括して質疑応答としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局(センター)

成年後見利用支援センターとしまして、取り組みについて資料 1-1 から 1-6 までを使用して説明いたします。それではまず資料 1-1 を御覧ください。

こちらについては、令和 7 年の業務概況総括表となっております。

ケース検討調整会議については、毎月予定していますが、6 月と 1 月については、案件がありませんでした。3 月 25 日は開催予定ですので、10 回開催したことになると思います。

続きまして、企画運営会議については、年 4 回の開催、土曜開所につきましては月 1 回の開催、ただし例年の通り、奇数月は午前中のみ開所となっております。センター長の専門相談は毎月行われました。これは原則的にはケース検討調整会議が午前中に行なわれ、午後がセンター長の専門相談を行っております。

後見サポーターの全体会は隔月で行われておりまして、その他市民向けの講座、親族向けの講座、出張講座等を開催しております。これら講座関連につきましては後ほど説明をいたします。

資料 1-2 に移ります。資料 1-2 を御覧ください。

こちらは、センターの相談件数及び会議開催状況について 1 月末時点での報告となります。令和 6 年度につきましては、相談件数 993 件で、1 日当たりの平均が 3.94 件となっております。

主に相談内容としては、親族の相談が多く、令和 7 年度についても、6 年度と同様に、親族以外の地域包括支援センターからの相談が増えているということが実態でございます。

令和 8 年 1 月末までの数字ですが、相談の件数としては 859 件、1 日当たりの平均が 4.08 件であり、昨年より若干多くなっております。

続きまして、資料 1-3 を御覧ください。

こちらはセンターの普及広報事業ということで、成年後見制度出張講座の一覧となっております。

まず、トピックスとしては、講座の土曜開催を実施しました。8 月 2 日と 11 月 15 日の部分を御覧ください。8 月 2 日について、親族後見人講習会としまして、家族のための成年後見実務ガイドで 35 名の参加がございました。次に、11 月 15 日について、32 名の参加で成年後見制度講座を開催しまして、両方ともかなり多くの参加がございました。

また、令和 6 年度から引き続き、外に出ていく出張講座という形を強化しております。5 月 23 日の湘南ひらつか福祉事業所合同説明会・見学会ですが、総合体育館で行われ、学習会という形で、支援学校の依頼で実施いたしました。時間としては 30 分間の学習会で、48 名の参加がございました。8 月 25 日は、平塚市手をつなぐ育成会さんからの依頼で成年後見申立手続きについての講座を実施しました。9 月 14 日は、ポコポコの会というダウン症を持つ子と親の会からの依頼により、成年後見制度について初めての方向けにお話ししました。10 月 20 日にはラジオの放送湘南ナパサで、センターの職員が進和学園の「バリア！フリフリ天国」で成年後見制度についてお話をいたしました。今年 1 月 23 日は、平塚ケアネット WORK という平塚市内にある訪問看護ステーションとケアマネージャーさんが立ち上げた勉強会がございまして、ここで成年後見制度の基礎的な内容についてお話をいたしました。2 月 13 日は、地域作業所連絡会からの依頼で、成年後見制度について基本的な流れを中心に説明いたしました。出張講座に関連する部分は以上です。

令和 7 年度からは本格的にオンラインとのハイブリッド開催ということで、ネット配信と参集の同時開催という部分も含めて導入しました。大きなものとして 3 つあり、1 つ目の 12 月 19 日親族向け成年後見予習セミナーは、会場 7 名、オンライン 10 名で実施。2 つ目に 1 月 27 日意思決定支援研修は会場 11 名、オンライン 11 名で実施しました。3 つ目、令和 8 年 3 月 4 日「成年後見制度の見直しの動向へ～何が変わるの成年後見制度の見直し～」ということで、「全国手をつなぐ育成会常務理事兼事務局長」の又村様にお越しいただいて、講座を開催しました。会場が 96 名、オンライン 16 名の参加がありまして、大変関心が高い内容でございました。当日は平塚栗原ホームの一番大きい会議室を利用し、当初 60 名の予定でしたが、申し込みが多かったため、定員を大幅に増やして開催いたしました。また、オンラインでも受講できるようにしましたので、より多くの方が受講出来ました。

続きまして、資料 1-4 を御覧ください。

こちらは第 1 期から第 9 期までの市民後見人養成の状況になります。一番右の欄が第 9 期となっております。

令和 6 年度の基礎研修については、申し込みが 14 名ありました。辞退もありまして 12 名が講座を

受けられました。12名全員が基礎研修を修了されましたが、令和7年度の実践研修については、7名の方が実践研修に申し込みされまして、6名が修了されました。

12名から7名に減った部分については、御自身で令和6年度頑張ってきたが、年齢的に難しいと思われる方もおりましたし、実際に研修を受講してみても大変ということがわかり辞退された方もおりました。結果として、第9期については6名が修了認定されたということをお報告します。

なお、資料に記載はありませんが、令和7年度の実践研修につきましては、意思決定支援というところで新しい取り組みを実施いたしまして、意思決定支援に関連して、スタジオクーカの関根代表や本協議会会長にもお話をいただきました。また、社会福祉士の山中先生のお話も踏まえて、実施いたしました。

続きまして、資料1-5を御覧ください。

市民後見人の選任状況です。1月末の時点では、累計で21件になります。網掛けされている方は、被後見人等が死亡したことにより、後見活動が終了した方になります。

続きまして、資料1-6になります。細かい数字の報告になりますが、市長申立要請及びケース検討調整会議の状況という内容になります。ケース検討調整会議について、19件の検討が行われました。数としては、65歳以上の方は14件、10代から50代の方が5件でした。

依頼の内訳に関しては、高齢者よろず相談センターからの依頼がございまして、7年度に関しましては6件でした。それ以外は平塚市福祉事務所が多く、令和7年度に関してもすべて生活福祉課からのものでした。4件のうち医療機関が1件、施設に入所されている方が3件でございます。

私からの説明は以上です。

事務局(福祉総務課)

続きまして、資料1-7を御覧ください。平塚市の市長申立と報酬助成の状況、令和8年1月末までの状況についてご説明させていただきます。

平塚市の市長申立につきましては、認知症高齢者の方が8件、知的障がい者の方が1件、精神障がい者の方が3件で、1月末現在で12件の申し立てを実施しております。内訳ですが、12件のうち、生活保護受給の方が6件となっております。

続いて、下表の報酬助成についてです。今年度65歳以上の方が26件、65歳未満の方が9件ということで、1月末現在35件、決定をしております。この35件のうち、平塚市の市長申立ケースについては、19件ございました。また、35件のうち、生活保護の受給者の方は25件という内訳になっております。事務局からの説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただいま議題(1)について事務局から説明がありました。質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

会長

私から1点、よろしいですか。

資料1-6について、市長申立要請及びケース検討調整会議の結果とありますが、市長申し立てが必要とされた件数が12件、成年後見制度利用が必要であるが申立人は市長以外が2件、その他5件となります。その他5件というのはどのような内容なのでしょうか。

事務局(センター)

「その他」ですが、この上に書いてあります市長申し立てが必要とされたケースではなく、成年後見制度の市長申立以外のケースになりまして、具体的には成年後見制度の必要性はあるのではないかとということで、議題にも上げてはいました。事例として、これから成年になる18歳で知的障がいがある方が、コロナ禍だったこともあり、ひとり立ちに向けての訓練はまだこれからということで、補助相当ぐらいの方ですが、いわゆる障がいの関係者の皆様のご支援があれば、成年後見制度を使わなくても自立した生活が出来るのではないかと。また、状況によっては日常生活自立支援事業の利用の方が良いのではないかと、というような御意見が出まして、「その他」ということで挙げたケースが複数ございました。

それらを踏まえて、ケース検討という名のもとに、最近では市長申し立て案件以外につきましても、ケースの検討を進めている関係もございまして、これまでと比べまして「その他」の件数が増えてきたという

ところでございます。成年後見制度の利用がすべてではなく、他の日常生活自立支援事業をはじめとした他のサービスの利用が望ましいというような判断が出たものがあった関係で、「その他」に計上しております。

会長

ありがとうございます。ケースを上げてくる側からいうと、何らかの権利擁護の取り組みが必要ではないかということで、成年後見制度ありきではなく、そのような相談も対応しているという理解でよろしいですか。

事務局(センター)

はい。

委員

資料の1-3について、出張講座で説明いただきましたが、私自身が5番の手をつなぐ育成会と9番のポコポコの会について依頼させていただきました。手をつなぐ育成会は、今は事務局に又村さんがいてくださるので、皆さん勉強して色々な情報が入ってきますが、申立手続きのような具体的な部分では、まだまだわからない方もたくさんいますので、今回のように焦点を絞った講座は、とてもありがたかったです。それからポコポコの会ですが、私も入会して20年ぐらいになりますが、今回この講座に来たお母さん方は、皆さん小学校支援級に在席しているお子様がいられる方々で、支援学校と違って学校の中でなかなか情報が入らないというお母さん方が多かったので、初心者向けのお話をいただき、この日を機会に、皆さんが色々なこと、例えば障害年金など色々なことに皆さん目が向くようになりましたので、やはり小さい団体でもお話を聞いたことで、広がっていくことがあると思いますので、ぜひ広げていただきたいと思いました。

会長

ありがとうございます。他は何かございますか。

委員

これらの資料に関する質問ではないのですが、相談に来られている方が、どのようなことで困っていて、どの程度後見を必要とされている状況なののでしょうか。この相談件数に上がってきている方は、制度利用が必要な方だと思えますが、ケース検討調整会議、後見センターの相談、講座の数もそうですが、もっと開かれたといいますか、もう少し気軽に相談できる体制が取れているのか、それとも成年後見制度が必要な方だけに限られているのか、そのあたりのことはいかがでしょうか。

事務局(センター)

様々な方の相談がございまして。専門的な相談の方、兄弟間で揉めてしまっているというようなお話もあれば、全く成年後見制度についてわからない、どういうふうに動けばいいのか、書き方はわからない、どうしたらよいかという方もいらっしゃいますので、本当に色々な方が相談に来られています。私たち窓口としても1回来所されて、そこで話を聞いて話をして終わりではなくて、1度持ち帰っていただき、検討いただいて、その回答がどうだったのかお伺いして、またそれに返せるような形をとっております。専門的な相談だけではなく、我々も一緒に学びながら進めている窓口だという認識ではあります。

最近の傾向というわけではないのですが、成年後見制度のセンターということで、相談窓口を持っておりますが、実態としては、遺言や相続、また家族信託の相談が非常に多くございまして、私ども専門ではないので、「こうしたらいいですよ」というようなアドバイスまでは出来ませんが、関係機関におつなぎする努力をしております。

また、実情として成年後見制度に係る市民からの相談の中でも、特に親族申し立ての件数が非常に増えていまして、親族の申し立ての方となりますと、その書類作成だけで終わりではなく、そのあと、家庭裁判所、またご本人様、施設側とどのように接したらいいか、向き合ったらよいかということも触れることがございまして、初回報告から定期報告、残念ながら終結の報告になっている方も出ておりますが、そういうところも含めて支援を継続している形をとっております。

講座の度に後見センターへ来て、少しお話をして帰っていらっしゃる方もいまして、そういう点では毎回のように講座を受けていただけるような市民の方もいらっしゃいますが、何かあった時はまた助けてほしいということで御相談を気軽にされる方もだんだんと増えてきたという印象を持っております。

また、以前は「出張講座」ということでしたが、少しでも馴染みを持ってもらいたいというところから「出前講座」という名称にしておりますが、この出前に行った先で、相談が入ってくるような状況がございまして、さすがに個人情報になりますので、その場ですべてお聞きするわけにはいかないですけれども、センターの方に改めて御相談をいただければという御案内は積極的にしているところでございます。

委員

ありがとうございます。私の経験なのですが、父親が介護までいかず、入院してそのまま亡くなりましたが、その間に「色々なところに相談してください」と言われました。ただ、どこに何を相談したらよいか。地域包括支援センターに行くことはわかりましたが、そのほか、どこでどんな相談をすればよいかかわからず、どうしたらよいかわからなかったというのが正直なところでした。そのような状況でしたので、窓口の方も大変かもしれませんが、色々とお案内していただけると市民としては嬉しく思います。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

資料 1-7 の報酬助成に関してですが、最近思うこととして、これまでは報酬助成がある案件の場合、報酬助成の金額を上限に報酬の決定が出ていたことが多かったと思います。しかし、昨年の裁判所に対する報告書の書式が変更してから、報酬助成に関わらず、裁判所の基準の金額、報酬の助成の金額を超えて裁判所が決定を出してくることが一般的になっているように思っておりまして、助成を受けられない差額についてどうしたものかということが、受け手側として若干悩ましいところです。報酬助成でカバーできる部分はいいのですが、そうではない部分はご本人の負債になるわけです。十分な財産がある方はそれを分割で受領すればよいのですが、恐らくこれからは裁判所としては、その報酬助成を超える部分を決定することがスタンダードな運用になっていくと思いますので、報酬の助成の金額も上がってくれたらいいのですが、なかなか難しいことと思いますが、最近すごく思うところであります。

別の質問になりますが、資料1-6 について、一番下のところ、後見人候補者の※1 案件につき複数の士業等の選択あり、という記載ですが、これは複数後見で 2 人候補者として出したという趣旨なのでしょうか。

事務局(センター)

先に 1-6 の説明をセンターからいたします。

御質問のありました 1 案件につき複数の士業等の選択というのは、ここ最近も話題になっているリレー式という形で、法的な紛争があるから弁護士さんが先に着任はするけれども、身上保護を中心とした支援があるということで、例えば、社会福祉協議会を通過して市民後見人の選任が望ましいではないかというご意見が出る場合がございます。また、家の問題、家財建物を処分しなければいけないような土地を処分しないといけない問題となりますと、司法書士さんが非常に長けているので、司法書士に先に選任いただいて、後々に施設入所した後は、他の方でも良いのではないかなど、資格を有している先生方のその資格に応じた特性を生かしながらも、後々身上保護を中心とした支援に切り換えていくというようなことの御意見もいただいております。1 つの士業さんだけでなく、複数の士業さんを出すことによって、複数の士業さんに団体として出せますかということによって、少しでもスピーディーに後見に着任するようなメリットもあると思いますので、例えば、社会福祉士会さんと私も社会福祉協議会の法人後見や、複数で候補者が良いのではないかというようなご意見が出ることもございました。

非常に最近多岐にわたって、士業さんであったり、市民後見人の皆さんがあったりという選択肢がございまして、複数の候補者というようなご意見が出るようになってきております。

委員

そうしますと、この資料に出ている数字は候補者申立の段階で候補者として挙げた士業ということに

なりますか。

事務局(センター)

1 案件について 2 人の複数の候補者が望ましいのではないかという御意見が出ての数となった結果、数が多くなっている傾向がございます。

委員

その場合は、後見の申し立ての段階で、最初は弁護士で法的なところを整理したらその後別の候補者という 2 名で申し立てをしたということもあるのですか。

事務局(センター)

あくまでもケース検討調整会議で出た意見でございまして、私どものケース検討調整会議の中では複数が見たいということで市に提言するので、最終的には平塚市長が申立をするときに、どうなるかというのは、また次の段階になりますので、あくまでも委員の先生方のご意見という形でございます。

事務局(福祉総務課)

後見人等の報酬の助成については、先程委員がおっしゃられているように、令和 7 年 4 月から、定期報告関係の書式が変わった関係ではないかと感じています。身上保護の部分を少し追記できるような様式となり、そのところが勘案されてということなのかはわかりませんが、報酬助成は平塚市の場合、1 件 1 件、成年後見調整会議で協議をしているところですが、印象としては今年度から報酬額、審判決定額が上がっているというのは、誰が見ても感じているところです。この後の懇話会でも説明しますが、1 つの計画事業として、利用支援事業の見直しをどうするかというところが、取り組み事業の 1 つとなっていますので、引き続き検討していかないといけない課題であるということは重々承知をしております。しかし、それと同時に、成年後見制度が数年後に大きく変換していくということもあり、その辺りのこともにらみながら、平塚市としてどの程度どうしていくのかということ、財政状況などを判断しながら、検討し続けていくという、今はそのような段階でございます。

会長

先ほど委員からお話がありましたが、統計の中に、例えば主訴別ということや、相続や親亡き後の相談など、類型化された統計になれば、859 件の中身が見やすくなると思います。また、御本人が来たのか、家族が来たのか、第三者の関係機関なのか、というような数字を出すと、具体的に相談の内容が少し統計的にわかるのではないかと思いますので、御検討いただければと感じました。

それでは、議題(1)は以上となり、議題(2)に進めます。

議題(2)その他は何かありますか？

事務局(福祉総務課)

事務局側からはございません。

会長

それでは議題は以上になりますので、進行を事務局にお返しします。

事務局(福祉総務課)

会長進行ありがとうございました。委員の皆様からも貴重なご助言をいただきました。今後何らかの形で反映、検討させていただければと思います。

では、これをもちまして、令和 7 年度第 2 回成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。